

○経済産業省
国土交通省 令第一号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十条第一項第三号の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月十六日

経済産業大臣 武藤 容治
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年 経済産業省 国土交通省 令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第一（第三条関係）		
規模	用途	非住宅部分の基準一次エネルギー消費量の水準を示す係数
(1) 非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第三条に規定する床面積（非住宅部分の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）をいう。以下この表において同じ。）の合計が三百平方メートル以上であること。	事務所等 ホテル等 病院等 百貨店等 学校等 飲食店等 集会所等 工場等	0.8 0.8 0.85 0.8 0.8 0.85 0.85 0.75

改正前

別表第一（第三条関係）		
規模	用途	非住宅部分の基準一次エネルギー消費量の水準を示す係数
(1) 非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第三条に規定する床面積（非住宅部分の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）をいう。以下この表において同じ。）の合計が二千平方メートル以上であること。	事務所等 ホテル等 病院等 百貨店等 学校等 飲食店等 集会所等 工場等	0.8 0.8 0.85 0.8 0.8 0.85 0.85 0.75

備考 (略)	(9)	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満であること。	1.0
	(9)	非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル未満であること。	1.0

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出、同法第十二条第二項若しくは第三項（これらの規定を同法第十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知又は同法第十六条第一項の規定による認定の申請がされた建築物に係る同法第二条第一項第三号の建築物エネルギー消費性能基準については、なお従前の例による。